

令和2年度第4回補助金等審議会 会議録

日 時：令和3年2月17日（水）13時30分～14時20分

場 所：伊予市庁舎3階庁議室

出席者：東淵則之会長、太田響子委員、佐藤清志委員、佐藤宏美委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（皆川・岡井・曾我部）

1 開会

委員全員の出席を報告し、会議の成立を確認した。

2 議事

(1) 第3回会議録の確認

まず第2回の会議録の確認を行った。次に、令和元年度補助金交付状況の公表案を提示し、意見を頂いた。また、補助金等交付規則及び補助金等の取り扱いに関するガイドラインの改訂案を説明し、規則、ガイドライン、要綱の位置付けや「却下」「命令」という表現、押印に関する意見を頂いた。さらに補助金支出の個別事例について、昨年度審議した補助事業の翌年度の処理状況を報告したほか、事務局から3つの事例を提案し、協議いただいた。最後に審議会日程を調整し、会を閉じている。

(2) 令和元年度補助金支出の公表について

資料1「令和元年度補助金・交付金目的別交付一覧（大分類）」を基に説明（事務局）

前回からの変更について説明する。1枚目は新たに「（大分類）」を追加した。令和2年度予算額には「（参考）」を加えた。

2枚目以降のA3横の資料について、款のくくりごとの末尾に小計欄を設け、支出件数と令和元年度予算額、決算額、そして参考として、令和2年度当初予算（参考）を表の一番右側に配置した。前回意見を頂いた「効果」の欄は、今回削除している。また、交付額の算定方法について、前回委員から空欄との指摘を受けた箇所は記入している。今年度から補助金等チェックシートの収集をしており、各補助金の要綱と合わせ、算定根拠を確認し、可能な限り修正を加えたものの、「予算の範囲内」となっているものは、実際に算定根拠も予算の範囲内としており、明確な根拠も見当たらないことから、この表現は今後の課

題とさせていただきます。公表後に市民から問い合わせがあれば、担当課に問合せの件を通知することで進めたい。A3資料の後に、A4縦で令和元年度補助金・交付金交付詳細として、「対象：交付件数3件以上」を加えた。こちらでも交付の相手方・交付金額のそれぞれの科目名称の最下段に交付件数、交付金額を新たに加えた。

前回からの変更点について、以上で説明を終わる。ご審議お願いします。

(会長)

事務局から、令和元年度の補助金支出の公表に関し、前回の審議会で頂いた意見を踏まえ、変更した資料の説明があった。何かご質問やご意見はないだろうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この資料にて公表に向けて進めていただくこととする。

(3) 伊予市補助金等交付規則について

資料2「伊予市補助金等交付規則(案)」、資料4「新旧対照表」を基に説明
(事務局)

交付規則案についても、前回の審議会からの変更点について説明する。まず第1条について、本文を「市が交付する補助金等について、…」と限定していることから、後段の内容を削除した。第7条、補助金等交付決定・却下通知書の件については、委員ご指摘の内容を踏まえた協議の結果、「却下」を削除した。第9条は、読点の追加の軽微修正である。第10条については、内容の整理及び「却下」の言葉を削除している。第12条の「命令」の件であるが、こちらは「要請」という文言を使った。12条本文も「要請する」と変更している。第13条は、法制上、ほかの規則との記載方法を合わせた軽微変更である。また、第22条は、「委任」ではなく「補足」として修正している。最後の附則の部分「(施行期日)」と表題を付けていたのだが、必要ないとの指摘から削除している。これらを溶け込ませた内容が資料2となっている。以上で説明を終わる。

(会長)

補助金等交付規則に関し、前回からの修正点について、新旧比較を行いながら説明があった。「却下」や「命令」の修正を含めた変更点の報告があった。委員の皆さまいかがだろうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいか。それでは、この規則で進めてもらうこととする。

(4) 伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドラインについて

資料3「伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドライン」、資料4「新旧対照表」を基に説明

(事務局)

まず、ガイドラインの7ページをご覧ください。前回「3 具体的な補助基準」としていたものを、「3 補助金執行に係る原則について」という項目に変更している。これは、前回の委員の意見で、規則と要綱、ガイドラインの三者の関係を分かりやすく、時系列ではなく分かるものがあれば分かりやすいという意見があった。また昨年度の補助金の支出に関し意見を頂く中で、前例を踏襲した補助金の支出ではなく、審査の段階で、交付規則の第3条「必要な経費の全部又は一部について交付する」とあるとおり、きちんと審査をすべきとの意見があった。さらには、事業費補助の補助金の場合は、申請する理由を聞く、そして事業が終わったときにちゃんと実施ができていて、効果を判断し、整合性を取るべきという意見があった。これらの内容は、規則で定めているものの、改めて所管課に周知する、そして確認いただくという意味で、この7ページ部分を大きく変更している。

前文の部分は前回とほぼ同じであるが、「補助金等交付規則を制定する」という文言は削除し、交付規則がある前提での書き方に変更している。

(1)補助金等交付要綱の整備としている。要綱は法令・規則を遵守することとしている。また個別事項の規定として、規則で定める部分、要綱で定める部分を区別した。8ページ、(2)交付申請・審査・交付決定と設定し、事業に要する経費を明記している。ウにあるとおり、提出書類は総会で議決された資料の添付ではなく、要綱で規定した様式とするかどうか、補助対象経費を明確にすることとし、エにおいて、交付基準や記載内容を要綱と突合して審査することと、この辺り、事前の事業費補助という意識付けを強くしているということである。(3)実績報告・履行確認・補助金額の確定と設定し、アの支出の原則として、補助対象経費と補助金額について確認・精査をし、補助金額に満たない場合は精算することとし、安易な繰越とならないような表現を加えている。9ページに入り、エの実績報告についても、要綱で規定した様式の提出を求めている。前回の審議会にて決算書報告の差異がある場合の意見を踏まえ、補助対象経費の内容が具体的でない記述は不可とするという、やや強い表現を加えている。またオで領収書の添付についても言及することとしている。これらの精査を行った後で、キの補助金額の確定通知書を発行するという進め方としている。

このような形で、一足飛びの改善は難しいかもしれないが、前回の意見にあったような、一步前進となる周知・啓発に努めたいと思う。

資料4の新旧対照表に戻る。その他の変更は、要綱の例と各種様式のひな形に対する変更となる。17 ページは、補助金の要綱例の交付決定、変更承認、中止（廃止）承認に関して「却下」という文言を削除している。20 ページは、補助金交付申請書の様式である。申請者側からの申請は、㊦の削除を基本とし、押印が必要な場合に㊦の設定をすることとした。ただ市から発行するものは、市の押印を原則として考えている。23 ページは交付決定通知書の様式であり、「却下」を削除している。また項目で「2 却下」とあったものを、「2 交付しない決定」と変更している。24 ページの変更承認申請書、25 ページの補助事業中止（廃止）承認申請書では、㊦の削除及び「必要な場合は㊦を設定する」という注記の追加を行っている。26、27 ページについては、同様に「却下」を削除し、項目を「承認しない決定」と変更している。28 ページの実績報告書、32 ページの補助金交付請求書、どちらも申請者側からの提出書類となるので、㊦の関係で変更している。

以上、補助金の取り扱いに関するガイドラインに関する変更について、説明を終わる。

(会長)

前回の審議会の指摘を受けた変更点について説明いただいた。大きく変更があったのは、ガイドラインの7ページ、後は要綱や様式の「却下」、㊦の件の修正ということであった。

委員各位の指摘事項により、規則と要綱、ガイドラインの位置付けであったり、審査過程で注意すべき点であったりという内容が盛り込まれているということである。委員の皆さんで気づいた点やご意見を頂戴できればと思う。いかがだろうか。

(委員)

ガイドラインの7ページ、補助金執行に係る原則についての部分について。新たな交付規則とこちらのガイドラインと要綱、それに基づいて作るという関係性を明記していただいたので、これで良いのではないかと思う。

(委員)

よろしいか。あまり大きな問題ではないかもしれないのだが、「押印が必要な場合は㊦の設定をすること。」と書いてある。押印が必要な場合とは、具体的にどういふときなのか、分かるのであれば回答いただきたい。

(事務局)

現在考えているのは、国や県、それ以外の補助金に対して、押印が必要な場合、それに準じた形として押印が必要になる場合を想定し、ただし書きとしている。ただ今後の方向性として、押印をどんどん減らしていく方向になっているので、ご指摘のとおり、将来的には押印そのものがなくなる可能性はある。様式案としては、原則押印ではなく、㊟がないものが今後スタンダードになるのではないかと考えているので、基本は㊟がない形を考えている。

(委員)

これを見たときに思ったのが、私の場合は押印が必要なのか必要ではないのか、疑問に思う人がいやしないかということである。もし押印が必要な場合は、ある程度類型化できるのであれば、この場合は押印が必要だけど、基本的には必要ないというものを書いておけばいいかなと思った。

(事務局)

ありがとうございます。今はひな形であり、文字が明朝体のままになっている。この文言を様式とするのではなく、例えば補助金交付要綱の 16 ページ、17 ページの辺りを見ていただくと、「定義を定めない場合不要」のように、どちらかというとな綱を定める担当者に向けての注意として、押印が必要な場合は㊟の設定をするということで、要綱を定めるときには、この㊟のあるなしがはっきりしたものになる。今は明朝体で表示しており、様式のひな形の一部ととらえられかねないので、こちらはゴシック体に修正する。

(委員)

私から一点質問である。ガイドラインの 16 ページの一番下、補助金額のところ、「補助金の上限額は〇〇円とする」という記載がある。この補助金の上限額が気にかかるし、その金額設定の根拠がはっきりしない。一つの事業に対する補助の上限額が果たして妥当な金額なのかどうか、そういう根拠があればいいと思う。高すぎてもおかしいし、せっかく補助を出すのにあまり効果的でない小額の補助であったら、もう少し上限額を上げて効果的な補助になるのではないかと思う。補助金の上限額を決める際の根拠が、所管ではっきりしていればよいのではないかと感じた。

その前の 15 ページの(5)定期的な見直しという項目に、「社会状況の変化を考慮し、」とある。そういう経済的な部分も社会状況により、多少金額の変動もあると思う。上限額の見直しについても、定期的にその金額が合っているかどうか、設定額が見合ったものかどうか、そういう見直しの機会を設ける必要があるのではないかと思う。

(事務局)

上限額にはいろいろ考え方があろうと思う。例えばその上の条文に補助対象経費というものがある。補助の性質にもよるのだが、補助対象経費にかかった金額に対する1/2の補助、ただし上限はいくらまでという書き方もあるし、上限額を定めて、それなりの金額でやってくださいという場合もある。補助金の根拠はどんどん明確にしていく必要があると思うので、合わせて周知することとしたい。

また、15 ページでご指摘いただいた定期的な見直しについて、例えばそのページの(2)施策的補助金のあり方について、団体補助の規格ではあるのだが、原則3年ごとに判断するというところもある。全般的にそういう社会状況に照らし合わせ、対象が正しいのかどうか、これも根拠で必要になってくる内容となる。前回指摘があった「予算の範囲内」がまさにそういったところになると思う。その点も含め庁内周知を進めたいと思う。

(会長)

今の説明でよろしいか。はい、ありがとうございます。そのほか、ご意見ご質問等はないだろうか。特にはないようなので、本審議会としては、ガイドラインの修正を提案するというところで進めることとする。

(事務局)

ただ今指摘いただいた点について、再度確認し、より良い表現があれば、修正の上、変更ということで進めさせていただければと思う。

(5) 中間報告について

「中間報告」(案)を基に提案。

(事務局)

補助金等審議会は、今回が今年度最後の審議会となる。先ほど来、公表案、規則案、ガイドラインの修正案と様々な内容について確認、指摘いただき、昨年と比べてさらに充実した内容になったと感じている。

昨年本市から諮問した内容について、委員の皆さまの任期が3年であり、本年度についても昨年度と同様、諮問に対する答申ではなく、中間報告という形で報告をさせていただければと思う。これから「中間報告」の案を配布する。

(中間報告案配布)

これは事務局で案を作成している。表題は「補助金等の見直し(中間報告)」として、昨年度の諮問に対して、2年目に補助金等支出に関する公表、交付規則の制定、ガイドラインの見直しの提案をしている。経過としては、2ページ、

補助金支出に係る明確な基準を定めるべきとの判断から、交付規則の制定に向けた審議、合わせてガイドラインや要綱のあり方についての検討、公表についても意見を出し合ったとし、審議会の日程とそれぞれの審議内容を掲載している。

2の結果であるが、これまでの審議会における委員の皆さまの発言要旨を踏まえた案としている。こちらについて、事務局で一度読み上げて確認させていただきたい。

(結果読み上げ)

以上、中間報告案としての説明を終わる。

(会長)

中間報告案として、事務局から提案があった。皆さま方いかがだろうか。委員の皆さまから意見や指摘をいただきたいと思う。今年1年間を振り返っての報告ということである。

(委員)

よろしいか。今年度4回の審議会で話し合ったことが、全て盛り込まれて集約されている。中間報告としてきちんとまとまっており、訂正するところはないと思う。

(委員)

基本的には私も、きれいにまとめられており、今の意見と同じである。ただ前回こういう枠組みができたので、その後の利用状況を確認していく仕組みを作るべきという意見があったと思う。どうすべきかについて、確かに審議会で話はしていないのだが、何かの仕組みづくりなり、どうフォローアップしていくのか、そういうところが少し欲しい気がした。

(会長)

この文章に追加するということか。

(委員)

この審議会がそこまで求められているかどうかというところがあると思う。いかがなものだろう。

(会長)

そうすると、そういう意見があったけれど、この中間報告にまで盛り込むべきかどうか、必ず盛り込まないといけないということではないというまとめでよろしいか。

(委員)

質問をよろしいか。今の話に関連するのだが、来年は最終報告に向け、これ

から何をするのか。

(会長)

中間報告のことか。

(事務局)

昨年度1年目について、当初答申ということで作っていたものの、内部で協議する中、3年間の任期でこちらから問いかけた諮問に対し、答申となると、2年目、3年目はどうなるのかという意見もあり、中間報告とした。本年も中間報告という表現としているが、一部のではあっても答申をしているということであれば、中間答申という表現でも良いかと思う。

(委員)

ちなみに、この3年間という任期で、何をどこまでというところを再度確認させていただきたい。最終答申を新たにすれば、先ほど委員がおっしゃったように、今後運用のあり方とか展望とか、そういう提言についてもこの審議会で議論するのかどうかのも一つのテーマかもしれないのだが、最終で新たにそういうことをする可能性はあるのだろうかという質問である。

(会長)

事務局からご回答いただければと思う。

(事務局)

明快な回答を申し上げられない。昨年審議会を開催した際、そもそもの補助金等審議会のスタートが、10年ほど前に作られた補助金等の見直し基準を見直していただきたいということであった。今回第2期の補助金等審議会であるが、第1期に何をしたかと言うと、その補助金等の見直し基準に基づき、その当時の全ての補助金の支出項目について、1件1件審議いただいた経緯がある。160ほどの補助金を3年間、毎年50から60の補助金の内容を審議していただいた。支出について一定の削減は見られたものの、中には審議の際に既に補助金が終了したもの、新たに補助制度ができたものもあった。3年間で全て審議できるかという、審議できないところもあり、事務局としては、全ての補助事業を審議するのも一つの方法ではあるけれど、そういう内容ではなく、補助金の制度のあり方そのものを見直していけないかという考えから、見直し基準の見直しからスタートしたのだが、昨年途中からガイドラインという新たな考え方、補助金の支出そのものをどうすればいいかというところが出てきた。それでガイドラインができた。本年度はガイドラインを出すに当たって、明確な基準があればいいのではないかという提案があり、それが規則にたどり着いたということである。そういう形で、委員の皆さまのご指摘を受けながら、他市事

例等を参考にし、新たな発見が出ているというのが正直な感想である。

1年目、2年目で、補助金のガイドラインや規則が制定されると、それらがどういう形で進んでいるか、来年はそのフォローアップのようなものを考えている。全てががらっと変わることはなかなか難しいと思うけれど、昨年指摘いただいた内容に基づいて今年の補助金支出には何らかの力が影響していると考えている。前回の審議会で、昨年度と今年度の補助金支出の審議をする中で変化を感じていただいたと思うので、そういう形で進めていく。意見のあった展望のようなものもお伺いするかもしれないし、新たな問題が出てくるところもあろうかと思う。その辺の詰めというか、大きな流れや変更はないと思うのだが、実際に制定した中でどういう運用が進んでいるか確認いただければと考えている。答えはないので、一度持ち帰り、新たな方針があれば、次年度にこういう点を提案いただきたいという提案をさせていただくかもしれないが、現時点では、そういう形でのフォローアップを考えている。

(会長)

今の回答でよろしいか。はい。

(委員)

案を読ませていただき、内容を非常にコンパクトにまとめていただいている。一点、下から4行目、前例を踏襲した補助金支出の見直しとあるのだが、前例を踏襲しているからダメだということではなく、あまり必要がないのに、あるいは理由がないのに前例を踏襲するような支出はダメだと思うので、あえて言うなら、「やみくもに」前例を踏襲するような補助金支出の見直しなどとするのが正しいのかなと思う。

(事務局)

ご指摘のとおりである。追記させていただく。

(会長)

そうすると、今委員から指摘があった、下から4行目、前例の前に「やみくもに」という言葉を挿入するという修正を施した上で中間報告としたい。よろしいか。

(事務局)

中間報告についてはいかがだろうか。中間答申に変更するかどうか。

(会長)

事務局は、どちらでも構わないか。それでは委員の皆さんの意見で決したいと思う。中間報告か中間答申か。去年は中間報告だったか。

(事務局)

昨年は中間報告としていた。確かに諮問に対する回答であるので、中間答申でも問題ないと思う。

(委員)

私は答申の方がフォーマルな雰囲気くらいのニュアンス的なことしか分からないのだが、今年度はガイドラインと規則という形になるものを出したので、中間答申の方が良いという感覚はある。

(委員)

私も答申の方がよろしいかと思う。

(委員)

同様である。

(会長)

はい。それでは、今年度は中間答申と修正することとする。その上で進めていただければと思う。

(6) その他

(事務局)

様々なご指摘ありがとうございました。

この後答申内容を整え、会長から市長に中間答申とさせていただければと思う。委員の皆さまの本年2年目はこれで終了となる。次年度については、実際の補助金精算が終わる最終が5月末。それらの資料を集め、6～7月頃に結果を見ながら、事務局として、本年、昨年と指摘いただいた内容も踏まえ、どういう形で進めていけばよいか検討した上で、皆さまにお集まりいただき議論いただければと考えている。したがって、次回のスタートは夏頃からと考えているのだが、本年のようなイレギュラーな出来事もあるので、状況に応じて連絡させていただければと思う。任期は残り1年となるが、よろしく願いいたい。

(会長)

事務局から、話があった内容に関し質問はないだろうか。それでは以上で議事を終了する。ご協力ありがとうございました。

3 閉会